

貨幣博物館古文書等利用規則

(目的)

第1条 この規則は、日本銀行金融研究所貨幣博物館(以下「貨幣博物館」という。)が保管する貨幣関係資料のうち古文書等の一般の利用に関し必要な事項を定める。

(古文書等の定義)

第2条 この規則において、貨幣関係資料のうち古文書等(以下「古文書等」という。)とは、貨幣博物館が保存する貨幣・紙幣(金属ないし紙以外の素材により作られたもので、貨幣としての機能を有するものを含む。以下同じ。)、見本紙貨幣、試鑄貨幣及び偽・模造紙貨幣に関連する文書(古文書・絵図、錦絵、古地図、版本、古図書を含む。)であって、「公文書等の管理に関する法律施行令」(平成22年政令第250号)第6条の定めに基づく特別の管理がされている文書をいう。

2 前項の文書には、保存管理、学術研究、展示その他の理由により作成された二次媒体資料(マイクロフィルム、写真等。以下「二次資料」という。)を含む。

(古文書等の利用)

第3条 古文書等は、以下の方法により一般の利用に供するものとする。

一 二次資料の閲覧

二 二次資料の写しの交付(但し、前号の閲覧の際に限る。)

三 貨幣博物館(展示室)における展示等

2 金融研究所長は、前項に定める方法では古文書等の利用の目的が達せられない場合、古文書等の原本についてその破損または汚損を生ずるおそれに対し特に慎重な取扱いを確保したうえで、古文書等の原本の閲覧、撮影等を認めることができる(但し、当該原本が貨幣博物館で現に使用されている場合を除く)。

3 第1項に掲げる展示等および第2項に定める原本の利用に関する取扱いは、別途の定めによる。

(古文書等の利用の制限)

第4条 金融研究所長は、古文書等が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、その一般の利用を制限することができる。

一 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められるもの(但し、当該情報が記録されている部分に限る)。

- 二 文書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けているものであって、当該期間が経過していないもの。

(利用日および利用時間)

第5条 貨幣博物館は、次に掲げる日を除き、二次資料を利用に供する。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日
 - 三 その他日本銀行の休業日
 - 四 12月28日から1月4日までの日
- 2 二次資料の利用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。
- 3 金融研究所長は、特別な必要のある場合には、第1項の規定にかかわらず、利用の一部又は全部を休止することができる。この場合、事前にその旨を掲示等により公示する。

(閲覧の申込み)

第6条 二次資料の閲覧を希望する者は、予め次に掲げる事項を記載した電子メールないし書面を適宜の方法で貨幣博物館へ送付し、閲覧の申込みをする。

- 一 閲覧申込者の氏名及び連絡先
- 二 古文書等の名称その他の閲覧希望の対象である古文書等を特定するに足りる事項
- 三 閲覧を希望する日及び時間(以下「閲覧希望日時」という。)
- 四 研究テーマなど閲覧の目的

(閲覧に応じる旨の通知)

第7条 貨幣博物館は、閲覧の申込みについて次条に該当する場合を除き、申込者に対して、閲覧に応じる旨通知する。

(閲覧希望日時の調整等)

第8条 閲覧の申込みについて、以下のいずれかに該当するときは、貨幣博物館は、当該申込者に対し、閲覧希望日時を変更するよう適宜の方法で通知することができる。

- 一 閲覧希望日時が、利用日ないし利用時間以外の場合及び利用の一部又は全部を休止する日時に当たるとき
- 二 閲覧を希望する日が、貨幣博物館が当該閲覧希望を受け取った日から10日以内の日にあたる時

三 同じ時間帯を閲覧希望日時とする閲覧申込みが多数重なる等のため、閲覧の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるとき

2 前項の場合、閲覧申込者から、当該通知に基づく閲覧希望日時の変更に関する連絡があったときは、新たな閲覧申込みとして扱う。

(貨幣博物館古文書等閲覧証交付の手続)

第9条 閲覧の申込みを行い第7条の通知を受けた者は、有効な「貨幣博物館古文書等閲覧証」(第1号書式)を所持していない場合には、身分を証明できるものを貨幣博物館の受付に提示し、その交付を受ける。ただし、貨幣博物館は、申込みの日に限って利用を希望する者については、閲覧証の交付を省略することができる。

2 閲覧証の交付を受けた者は、次回以降、第6条の閲覧申込みにあたり閲覧証番号を記載し、二次資料を閲覧する際、閲覧証を貨幣博物館の受付に提出する。

3 閲覧証の有効期間は、発行日から1年とする。

(閲覧方法)

第10条 二次資料の閲覧を希望する者は、閲覧証と第6条による閲覧申込みの書面ないし電子メールの写しを貨幣博物館の受付に提出する。

2 閲覧を申込みことができる二次資料は、原則として一人1回につきマイクロフィルム3リール以内、写真集5冊以内とする。ただし、金融研究所長は、必要があると認めるときは、閲覧することができる二次資料の数を制限することができる。

3 閲覧申込みができる時間は、第5条第2項の規定にかかわらず、午前9時30分から午後4時30分までとする。

4 二次資料の閲覧は、貨幣博物館の閲覧室(以下「閲覧室」という。)で行う。

(返却)

第11条 二次資料の返却は、貨幣博物館職員の確認を得て行うものとする。

(写しの交付の方法等)

第12条 二次資料の閲覧に際し、写しの交付を希望する者(以下、「写し交付希望者」という。)は、「貨幣博物館古文書等の写し交付申込書」(第2号書式)を貨幣博物館の受付に提出する。

2 二次資料の写しの交付は、マイクロフィルム又は写真の写しの交付に限定し、次の各号に定める方法のうち、写し交付希望者が指定する方法により行う。

一 用紙に複写する方法

二 スキャナ等により作成した電磁的記録を電磁的記録媒体(貨幣博物館が提供したものに限り。)に複写する方法

3 貨幣博物館は、写し交付希望者より、写しの交付を行う範囲、方法及び部数の指定を受けた場合は、速やかに料金表(別表)に基づき手数料の金額を算定し、当該金額を写し交付希望者に提示するものとする。

4 貨幣博物館は、第13条に定める手数料の納付を確認した後、速やかに写しの交付を行う。

(手数料等)

第13条 貨幣博物館は、写し交付希望者から、前条第3項で提示した金額の手数料の納入を、貨幣博物館において現金を直接支払う方法により受けるものとする。

2 貨幣博物館は、料金表を閲覧室及び貨幣博物館展示室に備え付ける。

(職員の立会い等)

第14条 金融研究所長は、古文書等の利用について、必要と認めるときは、次に掲げることを行うことができる。

一 貨幣博物館職員を立ち合わせる等の方法により、古文書等保全等のために必要な措置をとること

二 利用のための場所を指定すること

三 出版、放映、頒布等を目的とする利用について条件を付すこと

四 迷惑行為その他により事務の遂行に支障をきたし、又は支障をきたすおそれがある者に対し、退去を命じ、又は立入りを拒否すること

五 この規則若しくはその他の規則に違反し、又は金融研究所長の指示に従わない者に対して、古文書等の利用を停止すること

(損害賠償責任)

第15条 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設、物品又は古文書等を滅失し、破損し、若しくは汚損したときは、その損害を賠償するものとする。

(古文書等の目録等の備付)

第16条 金融研究所長は、古文書等の目録及びこの規則を閲覧室及び貨幣博物館展示室に備え付けるとともに、インターネットの利用等により一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第17条 この規則の実施について必要な事項は、金融研究所長が別に定める。

別表(第12条関係)

貨幣博物館古文書等写し交付手数料料金表

「貨幣博物館古文書等」(二次資料)の種別	「写しの交付」の方法	料金(税抜)
マイクロフィルム、写真	(1)用紙に白黒で出力したものの交付	「二次資料」の1コマにつき10円 (用紙のサイズはA3判まで)
	(2)用紙にカラーで出力したものの交付	「二次資料」の1コマにつき20円 (用紙のサイズはA3判まで)
	(3)電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606およびX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該フィルムないし写真の「二次資料」1コマごとに10円を加えた額 (CD-R)
	(4)電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に当該フィルムないし写真の「二次資料」1コマごとに10円を加えた額 (DVD-R)
<p>備考1:「二次資料」を電磁的記録化したものから「写し」を作成する。</p> <p>備考2:用紙の両面に出力する場合は片面を1枚として料金を算定する。</p>		

(注) 支払金額は、(1)から(4)までのうち申込みがあった各料金にそれぞれ消費税および地方消費税相当額を加えた金額の合計額とする(当該合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする)。

第1号書式

(表面)

貨幣博物館古文書等閲覧証

閲覧証番号

ご住所

お名前

有効期限 年 月 日

東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行金融研究所貨幣博物館
電話(03)3279-1111

(裏面)

- ・日本銀行南分館通用門において本証を提示し、外来者用バッジを受取り着用して下さい。
- ・閲覧請求の際には本証を提示して下さい。
- ・本証は本人以外ご使用になれません。
- ・本証は研究目的を果たした場合、または有効期限が満了した場合にはすみやかに返却して下さい。
- ・閲覧等に当たっては、係員の指示に従って下さい。

[閲覧のご案内]

- ・閲覧時間は、午前9時30分から午後5時までです。
- ・閲覧は予約制となっていますので、希望日時を予めご連絡下さい。

第2号書式

貨幣博物館古文書等の写し交付申込書

年 月 日

日本銀行金融研究所貨幣博物館 殿

お名前: _____ 閲覧証番号: _____

ご連絡先: _____ (電話)

No.	請求番号又は資料番号	当該請求番号又は資料番号のなかで、写しの交付を希望するコマを特定する場合は、コマ番号を記載のこと	写しの部数
1		計 コマ	通
2		計 コマ	通
3		計 コマ	通
4		計 コマ	通
5		計 コマ	通
写しの作成方法	マイクロフィルム、写真	<input type="checkbox"/> 用紙に複写(A4・B4・A3) [No. _____] <input type="checkbox"/> スキャナ等により作成した電磁的記録を電磁的記録媒体に複写(CD-R・DVD-R) [No. _____]	